

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今回は相続に関する相談だよ！遺産の種類が多いと、それだけ手続きに要する手間も増えてしまうけど、少しでも手続きの手間を減らせないかなあ？便利な制度があるみたいだから、早速見てみよう！

Q 先日、父が亡くなりました。相続人は、母、私、弟の3名です。父の遺産は、私達が住んでいる自宅の不動産と父の出身地にある県外の土地、預貯金、有価証券です。話し合いの結果、遺産は全て母が相続することになりました。相続の手続きをしたいのですが、何から始めればいいのか。私達家族は皆働いており、相続の手続きになかなか時間を割けません。少しでも手続きに必要な時間を短縮するために、何か良い方法はないでしょうか。

A まずは、被相続人（亡くなった方）の本籍地の市区町村役場で戸籍を収集する必要がありますが、司法書士は戸籍の収集作業をお手伝いすることができます。また、遺産の種類が多い場合は、法務局で法定相続情報証明を取得すると便利です。

<解説>

1 相続手続きに必要な「戸籍」とは

相続の手続きには戸籍が必要です。戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録・公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度です。

相続の手続きの際には、被相続人の出生から死亡までの戸籍や相続人の戸籍の収集が必要となります。戸籍は人の本籍地の市区町村役場で取得することになりますので、本籍地が県外であれば、その市区町村役場で戸籍を取得する必要があります。

また、被相続人が高齢の場合や相続人の数が多い場合は、手続きに必要な戸籍も多くなる傾向があり、集めた戸籍は束のようになります。相続人は、各種相続手続きの度に戸籍の束を提出することになり、手続きに時間が掛かることが問題になっていました。

2 法定相続情報証明制度とは

上記の問題の解決を図るため、平成29年5月29日から始まったのが法定相続情報証明制度です。

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に被相続人の戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図（法定相続情報一覧図）と必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明した「法定相続情報一覧図の写し」の発行を行う制度です。

戸籍の束をたった一枚の書面で表したのが法定相続情報一覧図なんだね！



3 法定相続情報一覧図の写しを取得するには

法定相続情報一覧図の写しを取得する手順は、①必要書類の収集、②法定相続情報一覧図の作成、③申出書の記入、法務局への申出となります。

必要書類は、被相続人の戸除籍謄本と住民票の除票、相続人全員の戸籍謄本又は抄本、申出人（相続人の代表となって手続きを進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類（運転免許証の表裏両面のコピー等）です。法定相続情報一覧図に相続人の住所の記載を希望する場合は、相続人の住民票も必要となります。

申出は、被相続人の本籍地、被相続人の最後の住所地、申出人の住所地、被相続人名義の不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に行います。

4 法定相続情報証明を取得すると

上記3で取得した法定相続情報一覧図の写しを提出することにより、相続登記、被相続人名義の預貯金の払戻しなどの各種手続きの際に戸籍の東の提出の省略が可能となります。

但し、相続手続きで必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先の各機関に事前に確認することが重要です。

5 まとめ

司法書士は、法定相続情報一覧図の写しを取得するために必要な戸籍等の収集をすることができますし、法務局での発行・受領手続きも代理することができます。ご不明な点がありましたら、司法書士にご相談下さい。

法定相続情報一覧図は、申出から5年間法務局に保存され、無料で再交付を受けることができるよ！



相続といえば司法書士！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
- ※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館	…毎週（火・金）14時～17時	中止
〈浜松会場〉 浜松市勤労会館Uホール	…毎週（木）14時～17時	中止
〈三島会場〉 三島商工会議所	…毎週（火）14時～17時	中止
〈下田会場〉 下田市民文化会館	…毎月第3（金）13時～16時	中止
〈細江会場〉 浜松市北区役所	…毎月第1（水）13時～16時	中止
〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所	…毎月第1（水）13時～16時	中止

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての会場で面談相談を中止しております。